



チェック!!

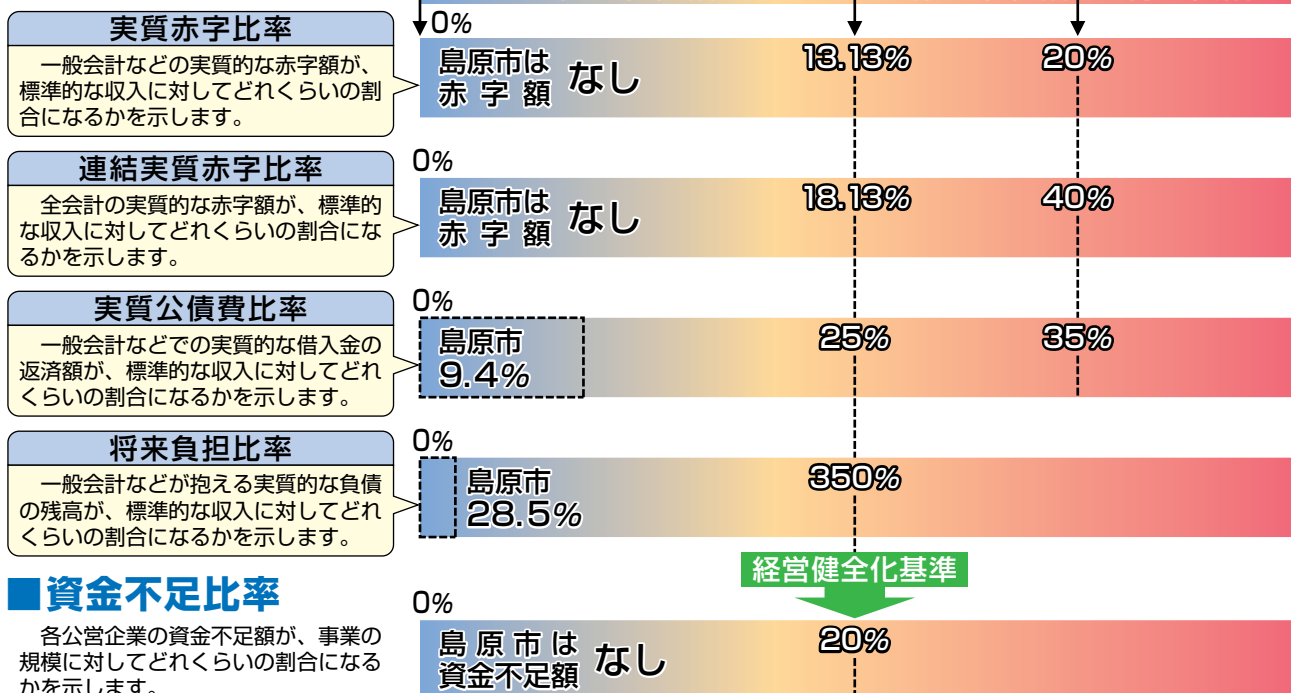
島原市の財政健全化判断比率等の状況 (平成21年度決算)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、毎年度「健全化判断比率」と「資金不足比率」を議会に報告し、公表することになっています。

島原市の平成21年度の健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

健全化判断比率

健全化判断比率には、次の4つの指標があります。



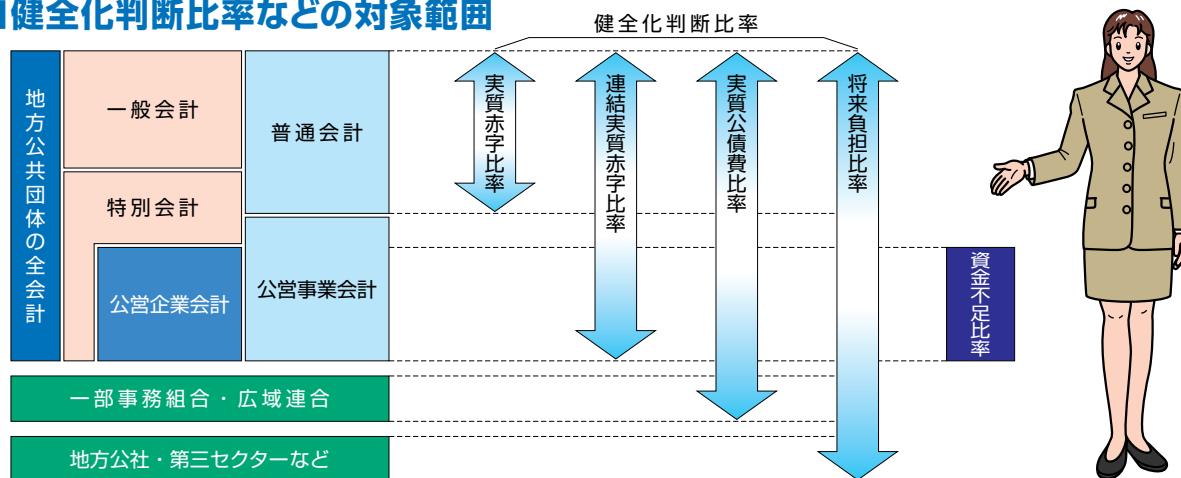
資金不足比率

各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどれくらいの割合になるかを示します。

健全化判断比率など早期健全化基準（経営健全化基準）以上の場合、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、財政の健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。

さらに、財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て財政の再生計画を進めなければなりません。また、総務大臣の同意を得なければ、一部を除き地方債を借りることができなくなります。

健全化判断比率などの対象範囲



平成21年度決算に基づく本市の健全化判断比率は、すべて早期健全化基準を下回りましたが、経常収支比率は90.4%と高く、ゆとりが少なく、当市が厳しい財政状況にあることには変わりありません。これからのいろいろな市民の要望に柔軟にお答えするため、「行政改革大綱」や「集中改革プラン」に基づき、より一層の行財政改革を推進して行きます。